

令和7年2月7日

「令和7年度住宅局関係補助事業の事務事業者に係る保険」を
実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局安心居住推進課

次のとおり、「令和7年度住宅局関係補助事業の事務事業者に係る保険」を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年1月20日～令和7年2月3日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、採択を決定。

- 1) 保険業法（昭和14年法律第41号）第3条第5項に規定する損害保険業免許を受けていること。
- 2) 本保険の実施に係る計画が、適切なものであること。
- 3) 本保険の実施に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 本保険を円滑に実施するために必要な経営基盤を有すること。
- 5) 直近のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社及び日本格付研究所における保険財務力格付等がいずれも「A」以上であること。
- 6) 本保険の実施において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底することができること。
- 7) 日本国内において国職員が行う報告徴収や立入検査に応じられること。

<選定した事業者>

提案者：1者 東京海上日動火災保険株式会社

選 定：東京海上日動火災保険株式会社